

観光施設における公共用EV充電設備導入に係る 公募型プロポーザル募集要領

1. 概要

八代市（以下「市」という。）では、利用者の利便性向上、「ゼロカーボンシティ八代」の実現、および環境配慮型観光（サステナブル・ツーリズム）による観光客誘致を図るため、市が保有する観光施設（以下「市有施設」という。）への自動車充電インフラの整備を計画しています。今回、「観光施設における公共用EV充電設備導入」を実施する事業者を公募型プロポーザル方式により募集します。

2. 業務内容

別添「観光施設における公共用EV充電設備導入仕様書」のとおりとします。

3. 応募資格

次の要件を全て満たす法人とします。

- (1) 公募開始の日までの直近1年間においてEV充電設備導入又はこれに類する業務の取扱実績があること。
- (2) 本市に本社、支店又は営業所を置く事業者にあつては八代市税の滞納がないこと。
その他の事業者にあつては、国税に滞納がないこと。
- (3) 地方自治法施行令第167条の4第1項各号の規定のいずれにも該当しないこと。
- (4) 八代市暴力団排除条例第2条第1号から第3号までの規定のいずれにも該当しないこと。
- (5) 八代市契約等からの暴力団等排除措置に関する要綱第3条第1項の規定による排除措置を行われていないこと。
- (6) 会社更生法に基づく更生手続開始の申立てをしている者でないこと。
- (7) 民事再生法に基づく再生手続開始の申立てをしている者でないこと。
- (8) 破産法に基づく破産手続開始の申立てをしている者でないこと。
- (9) 八代市競争入札有資格者名簿に記載のある事業者にあつては、八代市競争入札参加資格者指名停止等措置要領第2条又は第3条の規定に基づく指名停止期間中でないこと。

4. 日程

項目	日程
質問受付期限	令和8年6月25日（木）
質問への回答	随時、市ホームページに掲載
参加申込書等提出期限	令和8年6月30日（火）
参加申込書等の審査・選考	令和8年7月上旬
選考結果の通知	令和8年7月上旬
市有財産貸付契約の締結	令和8年7月中旬
設置準備	令和9年3月31日（水）まで
利用開始	令和9年4月1日（木）

5. 参加申込

参加希望者は以下のとおり書類を提出してください。不適合と判断した場合は速やかに通知します。

（1）提出書類

- ① 企画提案参加申込書兼誓約書（様式1）
- ② 会社概要（A4縦・横書き、様式自由）
会社名、所在地、設立年、資本金、従業員数、組織図、役員一覧等が必ず記載されていること。
- ③ 登記簿謄本（履歴事項全部証明書）
- ④ 企画提案書 ※（下記7）に従って作成してください。

（2）提出方法

電子メール（件名：「市有施設への充電設備導入参加申出書（会社名）」）。送信後、（下記11）へ必ず電話にて到達確認を行ってください。

（3）提出期限

令和8年6月30日（火）午後5時【必着】

6. 質問の受付

参加申込書（上記5）を提出した者からの質問のみ、以下のとおり受け付けます。

- （1）質問方法：質問書（様式2）を提出してください。

(2) 提出方法：電子メール（件名：「観光施設における公共用 EV 充電設備導入質問書（会社名）」）。送信後、（下記 1 1）へ必ず電話にて到達確認を行ってください。

(3) 提出期限：令和 8 年 6 月 2 5 日（木）午後 5 時【必着】

(4) 回答方法：随時、市ホームページに掲載・更新します。

7. 企画提案書の作成要領

仕様書を参考のうえ、以下のとおり作成してください。

(1) 作成書類

- ① 企画提案書（様式 3 表紙）
- ② 企画提案書（様式 3）※図面・写真の挿入可

(2) 記載項目

- ① 事業スキーム（役割分担・業務内容等）
- ② 事業実績（同種・類似事業の実績）
- ③ 財務状況（直近 3 年間の営業利益率、流動比率、自己資本比率。直近 3 年分の決算書等の写し添付）
- ④ 設置工事期間・運用期間中の実施体制およびスケジュール
- ⑤ 故障・緊急時の対応体制、情報セキュリティ対策
- ⑥ 設置する充電器の仕様・定格出力（kW）、設置数（口）
- ⑦ 1kWh（または 1 分）当たりの税込充電料金（円）
- ⑧ 充電器の利用方法・充電料金の決済方法
- ⑨ 市への事業報告の内容（利用状況データ等）
- ⑩ 付加提案（自由記載）

(3) 留意事項

所定様式以外は不可とします。企画提案書の提出は 1 施設 1 者 1 案のみとします。フォントサイズは原則 11pt 以上としてください。参加申込書等を受理後、市から補足資料を求める場合があります。

8. 審査・選考

(1) 選考方法

提出された企画提案書の記載内容をについて、別紙審査基準に基づき採点し、その合計得点で順位付けを行い、合計得点が最も高い事業者より順番に設置予定事業者として選定します。

(2) 結果通知

選定結果は電子メール等で速やかに通知します。

9. 契約の締結

選定事業者は、別添の契約書（案）により速やかに市と契約を締結することとします。なお、辞退、または締結までに以下の事由（不適格要件）に該当した場合は選定を取り消します。

- ・参加資格を喪失したとき、または提出書類に虚偽の記載があったとき。
- ・正当な理由がなく、契約の締結に応じないとき。
- ・財務状況の悪化や社会的信用の著しい損失等により、事業の運営に支障が生じると市長が判断したとき。
- ・本要領、関係法令等に反していることが明らかになったとき、または必要な手続きを行わないとき。

10. その他

- (1) 提案に要する経費は、すべて提案者の負担とします。
- (2) 提出書類は、八代市情報公開条例に基づき開示される場合があります。
- (3) 使用言語は日本語、通貨は日本円、単位は日本の標準時および計量法に基づくものとします。

11. 提出先・問い合わせ窓口

八代市 経済文化交流部 観光振興課

〒866-8601 熊本県八代市松江城町 1-25（八代市役所本庁舎 4階）

担当；松本（康）

メール：kanko@city.yatsushiro.lg.jp

(別紙) 審査基準

1. 評価基準・配点

審査項目	審査基準	配点
事業遂行能力	① 事業スキーム：役割分担を踏まえた、円滑で適切な運用スキームか。	10点
	② 事業実績：同種又は類似の事業実績はあるか。	10点
	③ 財務状況：健全な財務状況にあるか。（直近3年間の営業利益率、流動比率、自己資本比率等）	10点
	④ 設置工事期間・運用期間中の実施体制およびスケジュール：工事期間や運用期間において、無理のない計画か。	10点
	⑤ 故障・緊急時の対応体制、情報セキュリティ対策：利用者への迅速な対応体制、個人情報等の漏洩防止対策が万全か。	20点
企画提案内容	⑥ 設置する充電器の仕様・定格出力（kW）、設置数（口）：定格出力の仕様（原則90kW以上、施設状況により50kW以上も可）を満たし、規模に対して適切な設置数（1施設1口以上）であるか。	10点
	⑦ 1kWh（または1分）当たりの税込充電料金（円）：周辺の一般的な公共充電器と比べ適切な設定か。（参考：急速77円/分）	15点
	⑧ 充電器の利用方法・料金決済方法：決済方法を含め、より多くのEVユーザーにとって利用しやすいシステムか。	20点
	⑨ 市への事業報告内容（利用状況データ等）：市に報告する利用状況データの内容は充実しているか。	5点
	⑩ 付加提案（自由記載）：実現性・効果が高く、市に費用負担を求めない提案であるか。	20点

合計：130点

2. 審査方法

本事業に係る、候補施設ごとに設置予定事業者を選定します。

提出された企画提案書の記載内容を評価項目ごとに採点し、その合計得点で順位付けを行い、最も高い事業者より順番に設置予定事業者として選定します。

上記において2者以上の事業者が同点の場合は、審査基準における、「電力 1kWh（または1分）当たりの充電料金」、「充電器の定格出力及び設置数」の順で点数の高い者を上位とし、さらに同点の場合は、本プロポーザルの執行業務に関係のない職員によるくじ引きによって決定します。

(1) 企画提案書の内容について、下記の基準に基づき事業者ごとに6段階評価（5点～0点）を行います。

5点：優れている

4点：やや優れている

3点：普通

2点：やや劣る

1点：劣る

0点：非常に劣る、または提案なし

(2) 各審査項目に係る得点は、上記の評価点に項目ごとに設定した倍率（20点の場合×4）を乗じた値とし、全項目の和を合計評価点（130点満点）とする。平均が70点未満の場合は失格とします。